

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 弁護士/国立情報学研究所客員教授

60年ぶりに「通信・放送法体系」見直し/「サイバー刑法」成立 マジコン事件などを契機に「不正競争防止法」改正も

2010年から2011年にかけて、通信・放送インフラ関係の諸法令について、大きな立法上の動きがあった。マジコン事件を契機にアクセスコントロール技術の保護についても法整備が進められている。さらに、マルウェアの作成等を処罰対象とする不正指令電磁的記録に関する処罰規定、通信履歴の保全要請をはじめ、サイバー犯罪の捜査手続に関する諸規定を盛り込んだ通称「サイバー刑法」も成立した。以下、国会で可決成立した順に説明する。

「放送法等」の2010年改正 (通信・放送融合法制)

第176回国会で放送法等の一部改正が可決成立し、これによって60年ぶりに通信・放送法体系の見直しが行われた。総務省によれば、主として「通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るための改正」である。これまで通称「通信・放送融合法制」と呼ばれてきたものの一部である。(資料4-1-1参照)

この法整備によって、各種の放送形態ごとに並立していた複数の法制度が統合された。具体的には、有線放送関連の電気通信役務利用放送法、有線テレビジョン放送法、および有線ラジオ放送法が廃止されて、放送法に一本化された。同時に、通信関連の有線放送電話法も廃止されている。これまで放送法は適用対象を電波(無線)に限定していたが、上記統合によって、無線・有線を問うことなく適用されることになった。その一方、新たに放送が「基幹放送」と「一般放送」に区分された。

基幹放送とは、放送用に「専ら又は優先的に」割り当てられた周波数を使用する放送をいう。一般放送とは、

基幹放送以外の放送をいう。

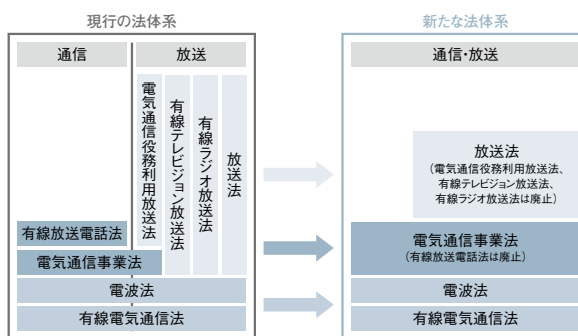
基幹放送については、無線局の設置・運用(ハード)と放送の業務(ソフト)を分離するかどうか、弾力的に決定することになった。分離を希望する者のために、無線局の「免許」と放送業務の「認定」に手続を分離する制度を設ける一方、分離ではなく一致を希望する地上放送事業者のために、「免許」のみで足りる現行制度も併存させた。

一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、および電気通信役務利用放送については、参入制度を見直し、これまで「許可」「登録」等であったものが、「登録」を原則とする制度に統合された。ただし、一般放送のうち有線ラジオ放送等は「届出」で足りる。

放送法関係では、ほかにも、マスメディア集中排除原則の基本の法定化、放送における安全・信頼性の確保、放送番組の種別の公表、有料放送における提供条件の説明等、再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備が行われている。

電波法は、放送・通信を問わず、無線を使用するもの

資料4-1-1 放送法等の2010年一部改正



出所 総務省資料

資料 4-1-2 不正競争防止法改正前のコントロール回避規制

		不正競争防止法		著作権法	
		民事的救済	刑事罰	民事的救済	刑事罰
アクセス コント ロール	回避行為	なし	なし	なし	なし
	回避機器等の製造	なし	なし	なし	なし
	回避機器等の提供等	差止請求権 損害賠償請求権	なし	なし	なし
	回避サービスの提供	なし	なし	なし	なし
コピー コント ロール	回避行為	なし	なし	差止請求権	10年以下の懲役1000万円以下の罰金(併科可)
	回避を伴う複製	なし	なし	差止請求権	なし
	回避を伴う私的複製	なし	なし	なし	なし
	回避機器等の製造	なし	なし	なし	10年以下の懲役1000万円以下の罰金(併科可)
	回避機器等の提供等	差止請求権 損害賠償請求権	なし	なし	10年以下の懲役1000万円以下の罰金(併科可)
	回避サービスの提供	なし	なし	なし	10年以下の懲役1000万円以下の罰金(併科可)

出所 経済産業省「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について」

に適用されるが、同法の関係でも見直しが進められた。

まず、通信・放送両用無線局の制度の整備が行われた。これは、無線局の主たる目的に支障のない範囲で、1つの無線局を通信にも放送にも利用しよう、無線局の免許制度を改正するものである。同時に、免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することも可能となった。他にも、免許不要局の拡大、携帯電話基地局の免許の包括化等が図られている。

電気通信事業法関係では、紛争処理機能の拡充、二種指定事業者に係る接続会計制度の創設等が図られた。

放送法等の一部改正に伴って、著作権法も一部改正された。改正後の放送法等と条文を一致させるため、主として放送関係の規定に手加えられたものである。したがって、実質的な内容変更ではない。あくまでも形式的なものにすぎないから、ここでは指摘しておくだけにとどめる。

電波法（2011年改正）

電波法2011年改正によって、電波の有効利用を促進する見地から、電波利用料の適正性を確保するために料額が改定された。具体的には、電波の経済的価値を反映させるため、使用周波数幅に応じた負担部分が拡大される一方、無線局数に応じた負担部分が縮小された。

次に、通信量の増加に対応するためには、既存無線局の周波数変更を含めた大胆な周波数再編の迅速化を図る必要がある。そのため、特定基地局（携帯電話基地局）を新規開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に要する費用を負担することによってサービスを早

期開始しようように、その負担に関する事項が開設計針の規定事項および開設計画の記載事項に追加された。

電気通信事業法（2011年改正）

かねてから、わが国では2015年頃を目途に全世界におけるブロードバンドサービスの利用が目標とされており、そのための政策の1つとして「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」が課題とされてきた。このため、電気通信市場における競争政策について、これまで電気通信事業法等の見直しが重ねられてきた。しかし、なおも市場支配力の濫用防止が不十分とされてきた。

そこで、今回の電気通信事業法の改正では、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為（接続情報の目的外利用等）の防止を目的とする規制の実効性を確保するため、次の措置が取り入れられた。まず、上記事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう、当該事業者に対し当該子会社の適切な監督が義務付けられた。第二に、上記設備を設置する電気通信事業者と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知ることができた情報を適正に管理するための体制整備が義務付けられた。

日本電信電話株式会社等に関する法律（2011年改正）

電気通信事業法の改正と同時に、日本電信電話株式

会社等に関する法律(NTT法)も改正された。具体的には、NTT東西が保有する設備等を活用して行う電気通信業務(県をまたがるIP通信サービス等)等に関する現行の認可制が、事前届出制へと緩和された。電気通信事業者相互の競争を促進するためのものである。

不正競争防止法(改正)

デジタルコンテンツを保護するための技術的対策は、「コピーコントロール」と「アクセスコントロール」に大別することができる。ところが、こうした両コントロール技術を回避するための新規技術も開発されており、いわば両技術が「いたちごっこ」を繰り返してきた。それに終止符を打つために、不正競争防止法と著作権法が、回避技術に対する法規制(コントロール回避規制)を加えてきた。従来の規制内容については、資料4-1-2を参照されたい。

著作権法はコピーコントロールだけを対象としているが、不正競争防止法は従来から双方を「技術的制限手段」と位置付けて規制対象としてきた。両法律ともに回避機器等の提供等を禁じている点で共通するが、著作権法のみが、その製造、回避サービスの提供、そして回避を伴う複製行為を対象としている点で広い。これに

対し、両法律ともに回避行為それ自体は対象としていない。刑事罰は著作権法のみが設けている。

こうした中で、マジコン事件をはじめとする近時における状況の変化等を踏まえ、コントロール回避規制の強化が検討されてきた。著作権法の改正案は本書執筆時点では提出されていないのに対し、不正競争防止法については2011年度の通常国会で可決成立した。

同法の規制対象装置等については、今回の改正前は、機器メーカーの事業活動を過度に抑制することを避けるため、営業上用いられている技術的制限手段を回避する機能「のみ」を有する装置等が規制対象とされてきた(「のみ」要件)。しかし、近時における状況の変化等を踏まえ、今回の改正によって「のみ」要件が削除される一方、回避以外の機能を併有する場合について、適正な限定をするため、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限るものとした。さらに回避のための装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものも対象とした。罰則も拡大されている。

今回の改正では、営業秘密の保護強化も図られており、営業秘密侵害罪に関する刑事訴訟の審理の場で、営業秘密の保護を図るための措置が新設されている。

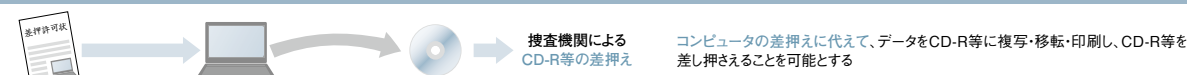
資料4-1-3 「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」-サイバー関係の法整備

実体法の整備

- ・コンピュータ・ウィルスの作成・供用等の罪の新設 [作成・提供・供用:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、取得・保管:2年以下の懲役又は30万円以下の罰金]
- ・わいせつ物頒布等の罪(刑法175条)の構成要件の拡充 →不特定・多数の者にわいせつ画像をメールで送信する行為を処罰対象に含める
- ・電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法234条の2)の未遂の処罰

手続法の整備

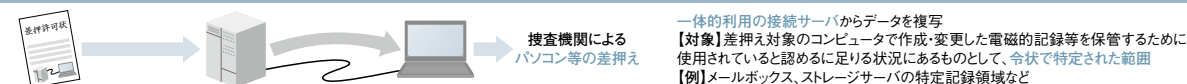
差押えの執行方法の整備



記録命令付差押えの新設



接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入



保全要請の規定の整備

- ・差押え又は記録命令付差押えの必要がある場合に、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録(通信ログ)を30日を超えない期間(特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間)消去しないよう、書面で要請できるものとする。

出所 法務省「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」

情報処理の高度化等に対処するための 刑法等の一部を改正する法律

通称「サイバー刑法」と呼ばれる上記法案が成立し、それによって刑法と刑事訴訟法などが一部改正された。本法案は、すでに国会が承認したサイバー犯罪条約への対応を、主たる目的としている。数年前から旧政権の下で同様の法案が国会に提出されてきたが、同条約と無関係な共謀罪などと抱き合わせられたので反対が強く、成立に至らなかった。これを除外した本法案が、改めて現政権の下で提出され、2011年6月17日に成立した。以下、インターネット関連の部分に絞って解説する。全体については資料4-1-3参照。

第一に刑法が一部改正された。その中心は、コンピューターウイルスなどマルウェアの作成・供用等を対象とする「不正指令電磁的記録に関する罪」の新設である。

まず、168条の2(不正指令電磁的記録作成等)は、①「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」(同条1項1号)、および②「前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録」(同項2号)を、「不正指令電磁的記録」として位置付けた上、正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、これを作成又は提供する行為が新たに処罰対象とした(同条1項柱書)。正当な理由がないのに、上記①を人の電子計算機における実行の用に供する行為も、未遂を含めて処罰対象となった(同条2項・3項)。

正当な理由がないのに、同条1項の目的で、上記①または②を取得または保管する行為を処罰対象とする「不正指令電磁的記録取得等の罪」(168条の3)も設けられた。

結局、正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で行われる、作成、取得、保管、および提供の各行為と、供用行為が処罰対象となった。

参議院での法案審議段階で、処罰範囲の明確化を主張する声が強かったので、今後は、処罰範囲の明確化に向けた、さらなる啓発活動等が求められる。

刑法関係では、他に電子計算機損壊等業務妨害未遂の処罰(234条の2第2項)、わいせつ物頒布等の罪の処罰対象の拡充(175条)も図られた。

第二に刑事訴訟法も一部改正され、ITの発展に対応

資料4-1-4 整備されたインターネット関連法律

法令(成立日順)	成立日	公布日
放送法等の一部を改正する法律	2010年11月26日	2010年12月3日
犯罪収益移転防止法(改正)	2011年4月27日	2011年4月28日
電波法(改正)	2011年5月26日	2011年6月1日
電気通信事業法(改正)	2011年5月26日	2011年6月1日
日本電信電話株式会社等に関する法律(改正)	2011年5月26日	2011年6月1日
不正競争防止法(改正)	2011年5月31日	2011年6月8日
東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律	2011年6月8日	2011年6月15日
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(刑法・刑事訴訟法等の改正)	2011年6月17日	未定

出所 著者が作成

可能な捜査手続が、次のとおり整備された。

① 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写が可能となった(99条2項)。これによって、コンピューターが差押え対象物である場合に、それによって作成したメールが保管されたメールサーバーや、当該コンピューターで作成した文書ファイルが保管されたストレージサービスのサーバーなどから、それらの電磁的記録を当該コンピューターにコピーして差し押さえることができる。

② 記録命令付差押えも新設された(99条の2)。保管者等に命じて、必要な電磁的記録を他の記録媒体に記録させて、裁判官の令状を得て差し押さえしうる。

③ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して差し押さえることも可能となった(110条の2)。

④ 保全要請制度が新設された(99条2項)。プロバイダーなどに対し、差押え等のために必要があるときに、業務上実際に記録している通信履歴のうち必要なものを特定した上で、一時的に消去しないよう求めるものである。したがって、無令状で通信履歴を取得することを、捜査機関に認めるものではない。

ほかにも、犯罪収益移転防止法が一部改正され、電話転送サービス事業者が規制対象の事業者に加えられた。東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律も成立し、被災地について地デジ移行期限が延長された。さまざまな点で、法制度に大きな変動があった1年であると言えよう。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp